

託送供給約款以外の供給条件

平成21年9月1日 実施

九州電力株式会社

平成 21 年 7 月 13 日 平成 21・07・08 資第 11 号 承認

この託送供給約款以外の供給条件は、電気事業法第 24 条の 3 第 2 項ただし書の規定に基づき承認を受けたものであります。

託送供給約款以外の供給条件

目 次

1	適 用	1
2	燃 料 費 調 整	1
3	そ の 他	9

1 適 用

この託送供給約款以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、託送供給約款（平成21年7月8日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者に対して、平成21年9月1日から託送約款を変更し実施する日の前日までの間、適用いたします。

2 燃 料 費 調 整

(1) 平成21年9月1日から平成22年3月31日までの期間における、託送約款21（負荷変動対応電力）(3)ハの変動範囲内電力料金，託送約款21（負荷変動対応電力）(4)ロの変動範囲超過電力料金，託送約款附則5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)イハの特別変動範囲内電力料金および託送約款附則5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)ロハの特別変動範囲超過電力料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、各項の規定によらず、燃料費調整単価がロ(ロ) a により算定される場合は、ハによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がロ(ロ) b, c または d により算定される場合は、ハによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（この供給条件においては、関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平

均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0848$$

$$\beta = 0.2323$$

$$\gamma = 0.8667$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、平均燃料価格算定期間とは、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

ロ 燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価

a 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{二の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,500\text{円}) \times \frac{\text{二の基準単価}}{1,000}$$

b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される託送約款21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
平成21年4月1日から平成21年6月30日までの期間	平成21年9月1日から平成21年9月30日までの期間
平成21年5月1日から平成21年7月31日までの期間	平成21年10月1日から平成21年10月31日までの期間
平成21年6月1日から平成21年8月31日までの期間	平成21年11月1日から平成21年11月30日までの期間
平成21年7月1日から平成21年9月30日までの期間	平成21年12月1日から平成21年12月31日までの期間
平成21年8月1日から平成21年10月31日までの期間	平成22年1月1日から平成22年1月31日までの期間
平成21年9月1日から平成21年11月30日までの期間	平成22年2月1日から平成22年2月28日までの期間
平成21年10月1日から平成21年12月31日までの期間	平成22年3月1日から平成22年3月31日までの期間

(ロ) 平成21年9月1日から平成22年3月31日までの期間に使用される託送約款21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量に適用となる燃料費調整単価

平成21年9月1日から平成22年3月31日までの期間に使用される託送約款21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量に適用となる燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ハ)に定める経過措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ハ)に定める経過措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 経過措置の燃料費調整単価

経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時につき	平成21年 9 月 1 日から平成21年 9 月30日までの期間	1 5 銭
	平成21年10月 1 日から平成21年 10月31日までの期間	1 5 銭
	平成21年11月 1 日から平成21年 11月30日までの期間	1 5 銭
	平成21年12月 1 日から平成21年 12月31日までの期間	1 4 銭
	平成22年 1 月 1 日から平成22年 1 月31日までの期間	1 4 銭
	平成22年 2 月 1 日から平成22年 2 月28日までの期間	1 4 銭
	平成22年 3 月 1 日から平成22年 3 月31日までの期間	1 4 銭

ハ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の託送約款21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ニ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 2 銭 9 厘
-------------	-----------

ホ 燃料費調整単価等の通知

当社は、イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格およびロによって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。

(2) 平成22年4月1日以降における，託送約款21（負荷変動対応電力）(3)ハの変動範囲内電力料金，託送約款21（負荷変動対応電力）(4)ロの変動範囲超過電力料金，託送約款附則5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)イハの特別変動範囲内電力料金および託送約款附則5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)ロ(ロ)の特別変動範囲超過電力料金について，燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は，各項の規定によらず，イによって算定された平均燃料価格が26,500円を下回る場合は，ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，イによって算定された平均燃料価格が26,500円を上回る場合は，ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0848$$

$$\beta = 0.2323$$

$$\gamma = 0.8667$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,500\text{円}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される託送約款21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の託送約款21(負荷変動対応電力)(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 銭 9 厘
-------------	----------

へ 燃料費調整単価等の通知

当社は、イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格およびロによって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。

3 そ の 他

供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものといたします。